

令和 5 年度制度改革等について

令和 4 年度西宮市指定障害児通所支援事業者集団指導説明資料

西宮市法人指導課

令和5年度主な制度改正事項

- 1. 自動車を運行する場合の所在の確認
- 2. 安全計画の策定等
- 3. インクルーシブ保育実施時の保育士等の配置基準の緩和
- 4. 懲戒権の削除に伴う指定基準の削除

令和5年度主な制度改正事項

1. 自動車を運行する場合の所在の確認

- ① 乗降車時に点呼等による障害児の所在確認
- ② 送迎車両への安全装置の設置

今回の事案において明らかになっている園の対応の問題点

- ・ 園児のバス降車時に、運転者、乗務員ともに、送迎用バスに幼児が残っていないか、確認を行わなかった。
- ・ 運転者は、通常は送迎用バスを運転しない前園長が担当したが、園として降車時の人数確認等を含めた運転者の業務内容を明確に設定していなかった。一方、乗務員は、シルバー人材センターから派遣された者が担当したが、当該者には、降車時の人数確認等を業務内容として求めていなかった。
- ・ 降車時の人数確認等を手順として決めていなかった。
- ・ 当園は、登園管理システムを導入していたが、実際に降車した園児やその人数を確認せずにシステムに入力するなど、ミスを防ぐための適切な運用がなされなかった。
- ・ クラス補助の職員に対し、園は登園管理システムの適切な確認のタイミングを伝えておらず、同職員は、バスの到着前、かつ、保護者に伝えている入力期限の前に同システムを確認し、クラス担任に伝えたが、最終入力情報を確認しなかった。
- ・ クラス担任は、本児がいないことを認識し、欠席か遅刻だと思ったにもかかわらず、保護者への確認の連絡をしなかった。
- ・ 上記のとおり、園児の出欠について、職員間での共有や、保護者への確認ができていなかった。
- ・ 園全体として、バス送迎に関し、所在確認等の置き去り防止のための必要な手順を決め、各職員に周知することをしていなかった。

4

「こどものバス送迎・安全徹底プラン ～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」資料より

令和4年度西宮市指定障害児通所支援事業者集団指導説明資料

1. 自動車を運行する場合の所在の確認

①乗降車時に点呼等による障害児の所在確認

【全事業所対象】

障害児の通所や所外活動等のために自動車を運行する場合、障害児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認すること。

※通所だけでなく、所外活動を含む障害児が乗降するすべての機会が必要

1. 自動車を運行する場合の所在の確認

①自動車を運行する場合の所在の確認

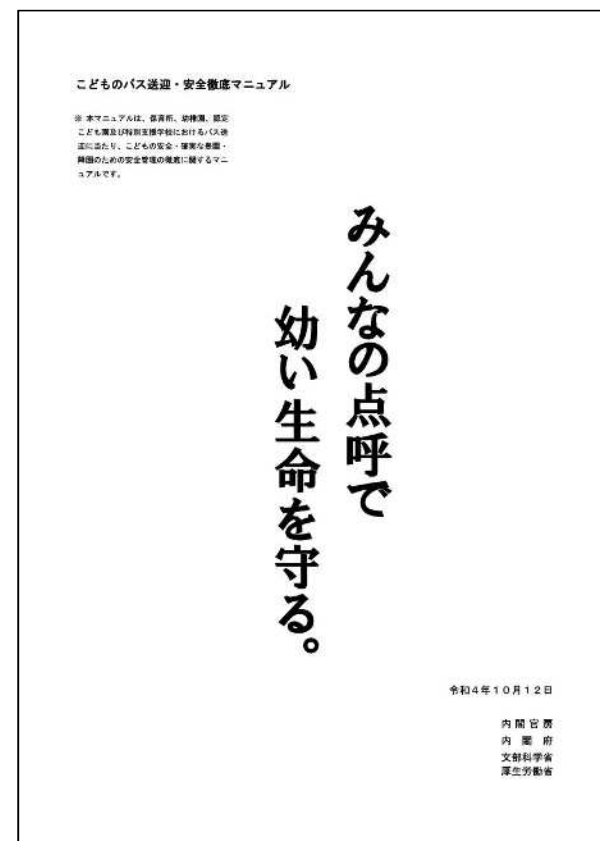
事業者が取り組むべき内容については、

「安全管理マニュアル（こどものバス送迎・安全徹底マニュアル）」参照

※ 安全管理マニュアルは西宮市HPに掲載しています。

「障害児通所支援事業所における送迎時の安全管理の徹底について」（ページ番号：18033737）

https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/fukushiservice/jitsu_sogei.html



1. 自動車を運行する場合の所在の確認

②安全装置の設置

【児童発達支援・放課後等デイサービスが対象】

通所用の自動車を運行する場合、当該自動車に安全装置の設置を装備し、当該装置を用いて、降車時に児童の所在を確認すること。

1. 自動車を運行する場合の所在の確認

②安全装置の設置

【安全装置を取り付ける必要がある車両】

(使用目的) 日常的に送迎目的のため運行する車両

※専ら行事など、送迎以外に用いる車両は対象外

(車両形状) 原則3列シート以上の車両 (別添資料参照)

※2列シート以下の車両は対象外

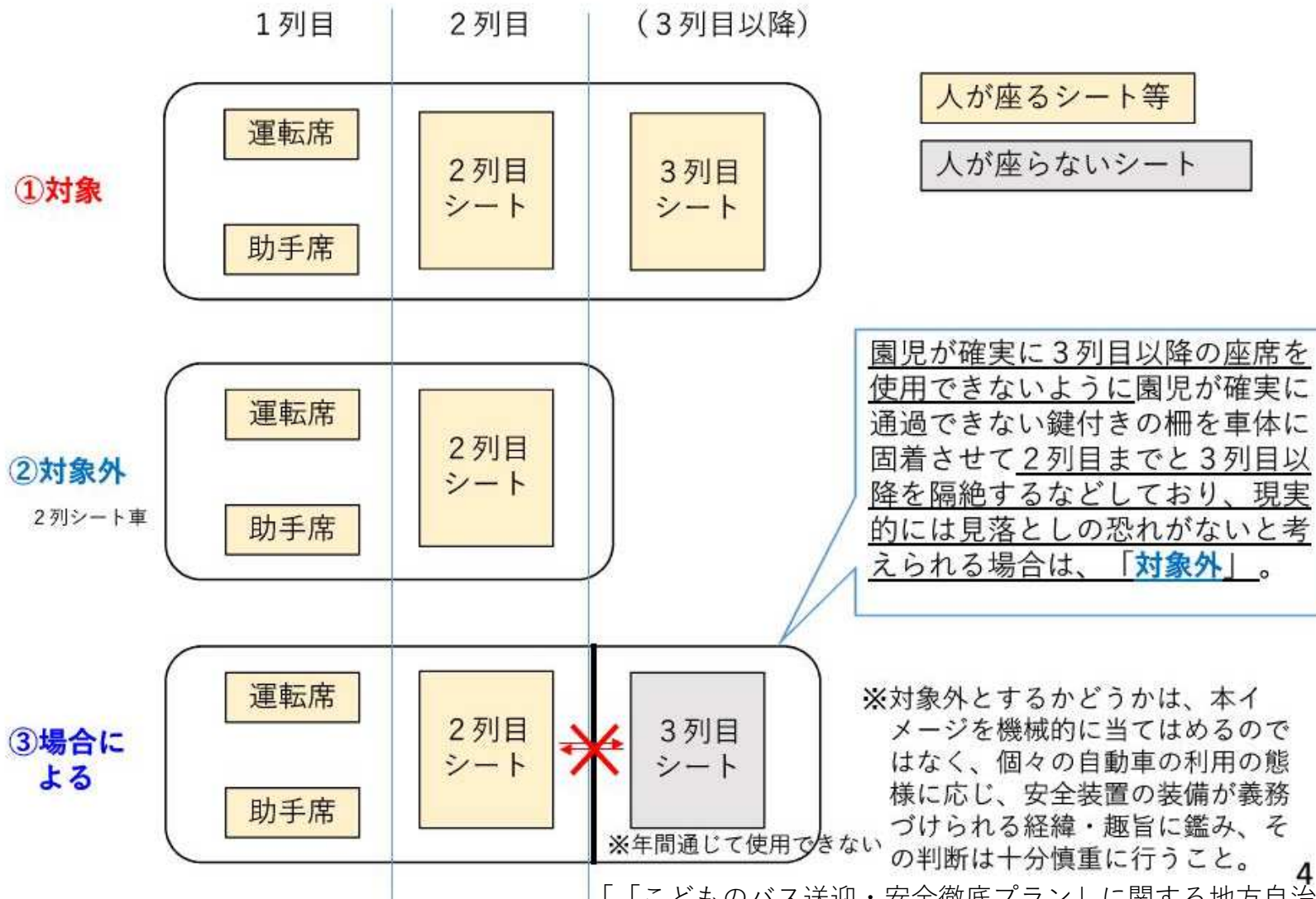
※3列以上でも見落としの恐れが少ないと認められる形態は対象外

(運行者等) 直営か委託かは問わない。リース車両も対象

※ただし、車検の代車など一時的に使用する車両は対象外

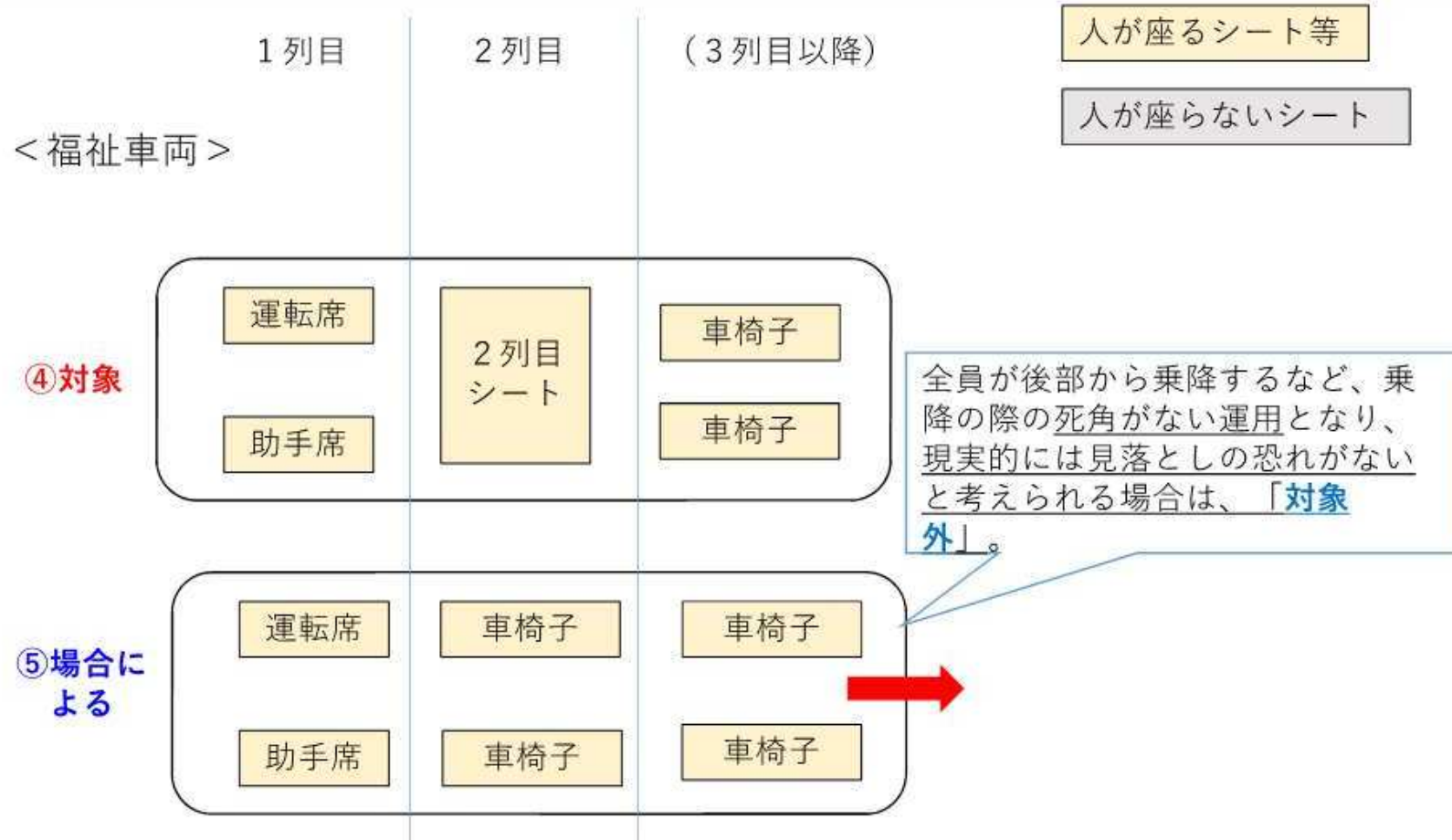
設置義務車両かわからない場合は法人指導課にご相談ください。

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



4 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に関する地方自治体向け説明会」資料より

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

「「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に関する地方自治体向け説明会」資料より

1. 自動車を運行する場合の所在の確認

②安全装置の設置

【取り付ける安全装置の種類】

国土交通省ガイドラインを満たした安全装置であることが必要
(次ページ参照)

内閣府ホームページにて、ガイドラインを満たした装置をリスト化し公表

内閣府HP「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

内閣府
Cabinet Office

English

内閣府の政策 | 組織・制度 | 広報・報道 | 活動・白書

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて

HOME | 制度・取組 | 大綱・法令 | 会議 | 調査・白書・公表資料 | 普及啓発 | 子ども・子育て本部について

政府では、バス送迎時等のこどもの所在確認やバスへの安全装置の装備の義務付け等を内容とする緊急対策をとりまとめ、その着実な推進を図っています。このうち安全装置については、国土交通省において技術要件等をまとめたガイドラインを策定しており、このガイドラインに適合する装置のリストを内閣府が作成し、公開しています。

○安全装置のリストについて

ion/seido_torikumi.html | 各メーカーからの申請に基づき、ガイドラインへの適合が確認された製品を掲載していま

令和4年度西宮市指定障害児通所支援事業者集団指導説明資料

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置



自動検知式の装置



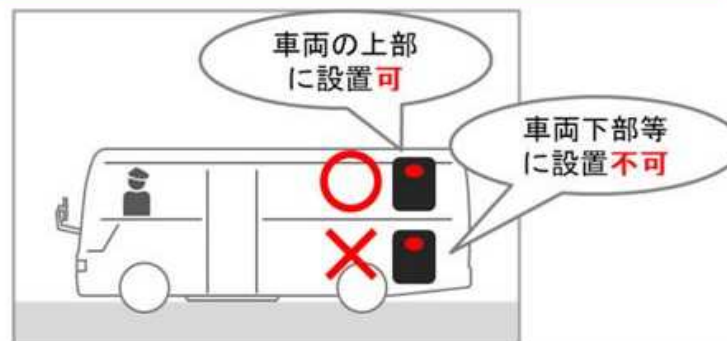
ガイドラインにおいて規定された主要要件

- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

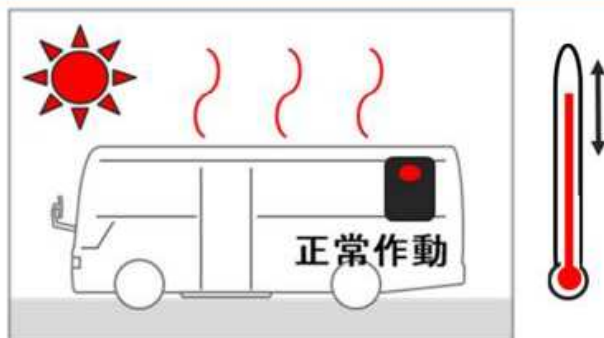
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

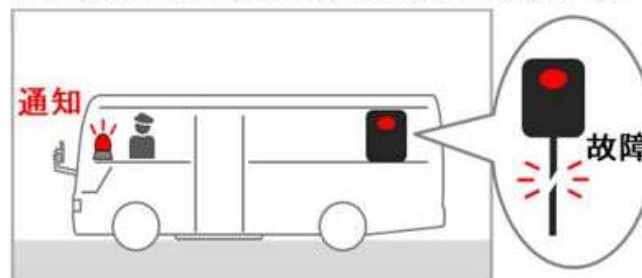


- ③ 十分な耐久性を有すること
例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



1. 自動車を運行する場合の所在の確認

②安全装置の設置

【令和6年3月31日までの経過措置】

安全装置が設置できない場合は下記代替措置を講じること。

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に障害児の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、**障害児が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにすること。**

※チェックシートは安全管理マニュアル参照

※なるべく、令和5年6月末までに設置に努めてください。

令和5年度主な制度改正事項

2. 安全計画の策定等

【全ての障害児通所支援事業所が対象】

①安全計画の策定

②従業者に対する周知及び研修・訓練の実施

③保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知

④定期的な安全計画の見直し・変更

経過措置 令和6年3月末まで努力義務

2. 安全計画の策定等

①安全計画の策定

事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2. 安全計画の策定等

①安全計画の策定

【安全計画で定めることが想定される内容】

※以下については、保育所における安全計画作成例

①安全点検に関すること

- ・施設・設備の安全点検（備品、遊具、散歩コース、防火設備、避難経路等）
- ・マニュアルの策定・共有（リスクの高い場面（送迎等）、緊急対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事等）に関するもの）

②児童・保護者への安全指導に関すること

③実践的な訓練や研修の実施に関すること

避難訓練、緊急対応等

④事故等の再発防止の徹底に関すること

保育所安全計画例

(別添資料4)

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 午睡	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 食事	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 園外活動	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> バス送迎（※実施している場合のみ）	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 降雪（※必要に応じ策定）	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」より

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
乳児・1歳以上 3歳未満児				
3歳以上児				

(2) 保護者への説明・共有

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」より

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						

※1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エビベン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者

「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」より

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

--

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

--

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域との関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

--

「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」より

2. 安全計画の策定等

②従業者に対する周知及び研修・訓練の実施

従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

③保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知

障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

④定期的な安全計画の見直し・変更

定期的な安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

※国から計画策定に関する解釈通知が発出された際にはお知らせします。

令和5年度主な制度改正事項

3. インクルーシブ保育実施時の保育士等の配置基準の緩和

【児童発達支援・医療型児童発達支援が対象】

児童発達支援事業所に保育所・家庭的保育事業所等・幼保連携型認定こども園が併設されている場合であって児童と交流する場合両施設の設備や人員を共用・兼務することができる。

※家庭的保育事業所等

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業
居宅訪問型保育事業を行う場所については対象外。

上記に基づき人員・設備基準緩和を受けることを検討している場合は、法人指導課にご相談ください。

③ インクルーシブ保育について

令和3年10月25日第5回「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」提出資料を基に作成。

保育所と児童発達支援事業の併設を可能とするため、設備及び人員の専従規定の緩和を行う。

保育所と児童発達支援事業実所が同一施設で保育・療育を行う場合（イメージ）

- 保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がそれぞれで 保育・療育を行う場合



現行制度で実施可能

- 保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がともに保育・療育を行う場合



保育所及び児童発達支援事業所の設備運営基準の見直しが必要

7

第52回社会保障審議会児童部会 資料2-4
「児童福祉法施行令の一部を改正する政令案及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正案」より

3. インクルーシブ保育実施時の保育士等の配置基準の緩和

【要件】

- ・ 保育所・家庭的保育事業所等・幼保連携型認定こども園が併設されていること。
- ・ 障害児の支援に支障がないこと。
- ・ 保育所等と児童発達支援事業所（児発）それぞれの人員基準や設備（面積）基準を満たしていること。

（例）保育所の満3歳児40人と併設の児発の障害児20人とが交流する場合

【保育士の人員基準】

（保育所）満3歳児40人の基準である保育士2人以上

（児発）障害児20人の基準である保育士4人以上

【保育室の設備基準】

（例）（保育所）30㎡以上必要、（児発）20㎡必要

→交流を行う保育室の面積は50㎡以上必要

3. インクルーシブ保育実施時の保育士等の配置基準の緩和

実施にあたっては留意事項が示されていますので、確認をお願いします。

「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」（令和4年12月26日厚労省通知） 一部抜粋

- ・ 児童発達支援計画（個別支援計画）に、保育所等との交流における具体的なねらい及び支援内容等を明記すること。
- ・ 障害児やその保護者に対して、交流のねらいや障害児が共に過ごし、互いに学び合うことの重要性を丁寧に説明すること。
- ・ 交流を行うにあたり、障害児の障害特性や情緒面への配慮、安全性が十分に確保される体制を整えること。
- ・ 交流を行う際の活動等については、交流する保育所等の保育士等も交えながら検討していくこと。等

令和5年度主な制度改革事項

4. 懲戒権の削除に伴う指定基準の削除

【児童発達支援センターが対象】

民法上の懲戒権削除に伴い、懲戒権に関する条例中の規定を削除

令和5年度主な制度改正事項

その他

こども家庭庁の新設に伴い、障害児通所支援に係る事務が厚生労働省からこども家庭庁に移管されます。

令和5年4月から基準・要件が変更になる事項

1. 人員基準「障害福祉サービス経験者」の廃止

【令和3年3月末時点の指定児童発達支援・放課後等デイサービス事業所対象】

2. 身体拘束廃止未実施減算の適用要件拡大

【全事業所対象】

3. 特定処遇改善加算の見える化要件の追加

【全事業所対象】

令和5年4月から基準・要件が変更になる事項

1. 人員基準「障害福祉サービス経験者」の廃止

【令和3年3月時点で指定していた児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が対象】

(これまで)

令和3年3月までサービス提供職員の人員基準に含めることができた「障害福祉サービス経験者」が廃止。

経過措置として、令和3年3月時点で指定していた事業所については、令和5年3月31日まで引き続き人員基準に含めることが可能

(令和5年4月から)

人員基準に含めることができなくなります。

※令和3年4月以降指定事業所については、すでに廃止されています。

令和5年4月から基準・要件が変更になる事項

2. 身体拘束等廃止未実施減算の適用要件拡大

【全事業所対象】

(これまで)

- ① やむを得ず身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録が行われていない場合

(令和5年4月以降)

上記①に加え、②～④の場合についても適用

- ② 身体拘束等適正化委員会を1年に1回以上開催していない場合
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施していない場合

※令和4年4月から義務化。義務化の内容は上記以外にもあります。

令和5年4月から基準・要件が変更になる事項

2. 身体拘束等廃止未実施減算の適用要件拡大

【減算内容】

適用期間中にサービスを提供した利用者全員に5単位減算

【適用期間】

事実が生じた月の翌月から、3月後市に提出する改善計画に基づく改善が認められた月まで

【減算要件の事実が判明した場合】

- ・市に改善計画書の提出が必要
- ・3月後に改善状況を市に報告が必要

令和5年4月から基準・要件が変更になる事項

2. 身体拘束等廃止未実施減算の適用要件拡大

※現時点で減算要件に該当する場合は、速やかに必要な措置を講じてください。

- ・ 身体拘束等適正化委員会の議事録様式
- ・ 身体拘束適正化のための指針のひな形

については西宮市ホームページに掲載しています。

西宮市ホームページ

「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について」（ページ番号：94288419）

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/fukushiservice/20220311110833178.html>

令和5年4月から基準・要件が変更になる事項

3. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件

特定処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ共通）の算定にあたり、特定処遇改善加算の取組について、ホームページへの掲載等により公表が必要

【公表方法】

- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の活用
- ・ 各事業者のホームページの活用
- ・ 事業所・施設の建物に外部から見える場所への掲示



令和6年4月から義務化される事項

令和3年度報酬改定に伴い、新設又は追加された基準のうち、経過措置として令和6年3月まで努力義務となっている事項

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止措置の実施【全事業所対象】
2. 業務継続計画の策定等【全事業所対象】

その他令和6年4月から義務化される事項

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止措置

【全事業所対象】

感染症・食中毒等（感染症等）の防止のため下記の措置が必要。

- ①感染症防止委員会の開催（3月に1回以上）及びその結果について従業者に周知徹底
- ②感染症等防止のための指針の作成
- ③感染症等防止のための研修の実施（年2回以上及び新規採用時）
- ④感染症防止のための訓練の実施（年2回以上）

その他令和6年4月から義務化される事項

2. 業務継続計画（BCP）の策定等

【全事業所対象】

災害・感染症が発生した場合であっても、サービス提供を継続的に実施するため、以下の措置が必要

① 業務継続計画の策定

BCP作成研修動画、ひな形等は厚労省HP参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html



② 従業者に対する業務継続計画の周知徹底、研修（年1回以上及び新規採用時）、訓練（年1回以上）の実施

③ 業務継続計画の定期的な見直し・必要に応じて変更の実施

サービス管理責任者等の更新研修について

平成30年度までのサービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修を受講された方は、令和5年度末までに更新研修を受講する必要があります。

兵庫県より令和5年度の研修募集の連絡があれば、メーリングリスト等でお知らせします。

各事業所においても、兵庫県ホームページにて当該研修の情報を適宜確認してください。